

# 深イ〜話!

No.13

~~~~「裁判官の人情お言葉集」(長嶺超輝著)が紹介するコマ~~~~

10年間も定職がなく、この2年はホームレスだった男。

通りがかったお地蔵様の賽銭さいせん540円を盗んでつかまった。

「お地蔵様が助けてくれたと思った」というのが、犯行の動機だった。

判決は、懲役8カ月という意外にも重い実刑だった。

しかし、そこには、裁判官の柔らかな木漏れ日のような温情がこめられていたのだ。

住みかを失った場合の受け入れ施設として、女性には民間の<シェルター>、子供には児童福祉施設などが備えられているが、成人男性向けの同種の場合は限られているのが現状だ。刑務所を出ても行くあてのない人々は、大半がホームレスやネットカフェ難民とならざるをえない土壤ができあがっている。

雪国北陸での裁判で、これから寒さが厳しくなるという季節でのこと——。刑を軽くしても、この男は行くあてもないことを思慮に入れての温情判決なのだ。

『普通の生活をして初めて救いがあります。これから寒くなるので冬の間は服役し、よい気候となる来年の4月に再出発してください。』

裁判官は、客観的な証拠に基づく冷徹な判決を下すと思いがちだが、意外と「温情判決」も多いという。冷え切った社会にほしいのは、こんな小さな「情」の温もりだろう。

